

別紙 1

出店に係る基本条件

1 営業内容に関する基本条件

(1) 運営について

本事業は、病院利用者及び病院職員のアメニティ向上のための重要な施設であることを十分認識し、事業目的に沿った運営とすること。

(2) 収支計画について

店舗の運営に当たっては、利用者のサービス向上を確実に図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画とすること。

(3) 店舗デザインについて

病院内の店舗として、清潔感のあるデザインとし、車椅子利用者や点滴スタンド利用者にも配慮した安全でわかりやすい配置とすること。なお、店舗の仕上げ工事等については病院全体の意匠や色彩計画を踏まえ、必要な指示に従うこと。

(4) 平面図について

すべての設備、什器、機械類、ゴミ箱等の設置箇所及び名称を記載した平面図をA3規格で作成し、店舗の全体像及び詳細がわかるようにすること。

2 実施体制に関する基本条件

(1) 医療安全及び院内感染防止対策（例：研修会参加、予防接種等）に協力すること。特に、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についてのがんセンター感染管理室からの指示（がんセンターへの出勤自粛、がんセンターに勤務する従業員及びその同居家族の体調不良の報告等）に従うこと。なお、がんセンターへの出勤自粛の日数については、感染に対する抵抗力が弱い患者がいること等を考慮して決定しているため、必ずしも保健所等が指示する日数と同一であるとは限らない。

(2) 従業員は、病院内での業務であることの自覚を持ち、清潔感のある身なり（名札必須、ユニフォーム着用が望ましい）で業務に当たり、利用者に対して癒しある接客対応を行うこと。

(3) 利用者からの要望、苦情に対しては誠意を持って対応し、その内容及び対応状況を遅滞なく法人に報告すること。

(4) 従業員の地元雇用など、地域への貢献に配慮すること。

(5) がんセンター内で行うイベントの企画や、大規模災害時における物資の提供等、がんセンターの運営に対して協力すること。

(6) 店舗において万一事故が発生した場合、出店事業者の責任において速やかに対応できるよう安全管理を行うとともに、大規模災害時においても、可能な限り店舗の業務が継続できるような体制とすること。

3 契約の締結

内定された出店事業者は、出店に伴う協議、開設準備等を行い、法人と固定資産賃貸借契約（以下「契約」という。）を締結するものとします。

また、本説明書の「様式C 出店料提案書」により提案された5年間の出店料予定額に消費税及び地方消費税相当額（当該金額に1円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てるものとする。）を加算した金額の100分の1以上を、契約保証金として納付しなければならないものとします。ただし、地方独立行政法人埼玉県立病院機構契約事務取扱規程第26条第2項のいずれかに該当する場合は免除することができます。

納付した契約保証金については、契約に基づく給付が完了したとき、その他これを返還する事由が生じた時に還付します。なお、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、その者の納付に係る契約保証金（その納付に代えて提供された担保を含む。）は、法人に帰属するものとします。

4 目的外使用及び転貸・再委託等の禁止

貸与する固定資産について、指定された用途若しくは目的以外に使用することは禁止します。

また、契約に基づく権利の一部又は全部を他の者に転貸し、譲渡し、担保に供し、又は営業を委託することは禁止します。

ただし、本公募の申請者がフランチャイザー（本部企業）となり、法人と契約を締結した後、自らの責任においてフランチャイジー（加盟店）に運営を行わせることはできるものとしますが、その場合は企画提案書に具体的なフランチャイジー企業名を明記してください。

5 契約の解除

出店事業者が次のいずれかに該当することとなった場合、法人は契約を解除することができるものとします。また、契約の解除により損害が生じたとしても法人はその責めを一切負いません。

- (1) 出店事業者が契約条項及び本公募要項の条項に違反したとき。
- (2) 出店事業者が破産の宣告又は銀行の取引停止を受けたとき。
- (3) 著しく社会的信用を損なう行為等により出店事業者が業務を行うことが不適當であると認められる事情が発生したとき。

6 原状回復義務

契約期間が満了したとき又は契約が解除されたときは、貸し付けた物件を自己の負担で原状回復し、法人が指定する期日までに引き渡さなければならないものとします。ただし、法人が特に承諾したときは、この限りではありません。

期日までに原状回復の義務を履行しないときは、法人が原状回復のための処置を行い、その費用の支払いを出店事業者に請求することができるものとします。この場合、出店事業者は法人に対し、何らの異議を申し立てることができません。

7 損害賠償

出店事業者が、貸付物件の使用に当たり法人又は第三者に損害を与えた場合は、すべて自己の責任においてその損害を賠償しなければならないものとします。

また、出店事業者がその責めに帰する理由により、貸付物件の一部又は全部を滅失又は損傷したときは、当該滅失又は損傷による損害額を法人に支払うものとします。ただし、出店事業者が自己の負担で貸付物件を原状に回復した場合は、この限りではありません。

8 その他の条件

- (1) 別途法人の指定する日から営業を開始すること。
- (2) 営業に必要な関係法令等に基づく許認可等は、出店事業者が自己の負担で取得すること。
- (3) 通路上等に看板や案内等を設置する場合は、法人に事前協議し承認を得ること。
- (4) 店舗等の施錠管理は、法人から指示を受けた方法によること。
- (5) 商材等の搬入時間、搬入経路及び廃棄物等の搬出は、患者等病院利用者に影響のないよう配慮し、法人から指示を受けた方法によること。
- (6) がんセンター敷地内は全面禁煙であるため、店舗内も全面禁煙とし、利用者に対する禁煙表示を行うこと。
- (7) 従業員が通勤等によりがんセンターの駐車場を使用する場合は、事前に法人と協議し法人の指示に従うこと。
- (8) 店舗等の衛生管理等を徹底するとともに、営業に伴い生じる廃棄物は、出店事業者の責任において回収処分すること。
- (9) 店舗内及び店舗周辺を清潔に保ち、がんセンターの美観、衛生環境を損なわないこと。
- (10) 毎月の売上額や利用者数など別途法人と協議した項目について、営業報告を行うこと。
- (11) 停電等の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が法人からあった場合は、全面的に協力すること。（がんセンターでは年に1回、6時間から8時間程度の停電が予定されています。）
- (12) がんセンターの運営や医療上の必要性から、取扱商品やサービス等について法人から出店事業者へ依頼する事項については真摯に対応すること。
- (13) 事業撤退の際は、次の出店事業者への引き継ぎに全面的に協力すること。
- (14) その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、法人と協議すること。